



## 「徳島県公文書等の管理に関する条例（仮称）素案」 について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の趣旨にのっとり、公文書のより適正な管理を行うため、「徳島県公文書等の管理に関する条例（仮称）」を制定することとし、このたび、条例素案を作成しました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい条例にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

### 1 ご意見の募集期間

令和4年10月5日（水）～ 令和4年11月7日（月）

### 2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

#### ①ホームページからの投稿の場合

[https://www.pref.tokushima.lg.jp/public\\_comment/](https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/)



#### ②郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

※住所の記入は不要です。

#### ③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

#### ④持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日除く））

### 3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 監察局 法制文書課 公文書管理担当

電話：088-621-2030 FAX：088-621-2756

メールアドレス：houseibunsyoka@pref.tokushima.jp

（提出方法について）徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話：088-621-2096 FAX：088-621-2862

メールアドレス：fureaikouryuu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室 行  
（パブリックコメント）



### Q1 「徳島県公文書等の管理に関する条例（仮称）」ってどんな条例？

公文書は健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用しうるものであることを基本的な考え方とし、公文書等の管理に関し基本的な事項を定めることにより、公文書の適正な管理や特定歴史公文書等の適切な保存及び利用などを図ることにより、県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とした条例です。



### Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

徳島県公文書等の管理に関する条例（仮称）素案について、検討する必要がある事項や新たに記述することが必要と思われる事項など、ご意見、ご提案をお寄せください。

（→ 別添資料を参照してください。）



### Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、条例の制定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては条例に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。